

下関市立大学研究機構規程

令和6年2月28日

規程第6号

改正 令和6年3月27日規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学研究機構（以下「機構」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、世界的水準の研究を推進することを目指し、研究の活性化及び研究支援の充実・強化を図り、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域、社会の課題に関する多様な学問分野の研究及び発信に関すること。
- (2) 本学における研究の支援及び推進に関すること。
- (3) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(機構長)

第4条 機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、機構を統括する。
- 3 機構長は、学長が指名する。

(室及び研究所の設置)

第5条 機構に次の組織を置く。

- (1) U R A室
- (2) 先端地域科学研究所

(U R A室の業務)

第6条 前条第1号に規定するU R A室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援に関すること。
- (2) 国内外の研究機関等との連携の企画、提案及び調整に関すること。
- (3) 研究プロジェクトの立案支援に向けた研究推進体制の検討及び提案に関すること。
- (4) 研究プロジェクトに関わるイベント開催支援に関すること。
- (5) 研究広報の企画、提案及び調整に関すること。
- (6) 研究・産学連携に係るリスクマネジメント及び倫理コンプライアンス等の学内啓発に関すること。
- (7) 知的財産の管理及び活用に関すること。
- (8) その他U R A室に関する必要な事項に関すること。

(U R A室の組織)

第7条 U R A室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) U R A室長
- (2) その他学長が指名した教職員
- (3) その他学長が指名した者

2 U R A室長は、学長が指名する。

(研究所の業務)

第8条 第5条第2号に規定する先端地域科学研究所（以下「研究所」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域、社会の課題に関する多様な学問分野の研究を行うこと。
- (2) 学術雑誌（J I S - L R）の刊行に関すること。
- (3) その他研究所に関する必要な事項に関すること。

(研究所の組織)

第9条 研究所は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) その他学長が指名した教員
- (3) その他学長が指名した者

2 研究所長は、学長が指名する。

(庶務)

第10条 機構に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 下関市立大学都市みらい創造戦略機構規程（令和2年規程第66号）は、廃止する。

附 則（令和6年3月27日規程第16号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は、令和6年3月27日から施行する。